

宝塚市と阪急阪神不動産(株)との空家等対策事業に関する連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と阪急阪神不動産株式会社（以下「乙」という。）は、宝塚市内の空家等の対策を進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力をし、宝塚市内の空家等の対策を進めるこ^トにより、管理が不適切な空家の発生を抑制することや空家の流通を促進することを通じて、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを一層推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 空家等とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に定める空家等をいう。
- (2) 特定空家等とは、空家法第2条第2項に定める特定空家等をいう。
- (3) 所有者等とは、空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、相互に連携・協力し、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 特定空家等の発生予防のための事業に関すること。
- (2) 空家等の利活用及び流通の促進に繋がる事業に関すること。
- (3) その他、前各号に関連する事業の実施に関すること。

（甲が行う業務）

第4条 甲は、前条の取組事項の実施に当たって、ホームページ、チラシ及びポスター等により周知を行うものとする。

- 2 前項のチラシ及びポスター等については、甲の施設において配布及び掲示を行うものとする。
- 3 甲は、空家等に関するセミナーを乙と共に催す場合は、乙に講師の紹介依頼を行うとともに、セミナー会場として公共施設を提供するものとする。
- 4 甲は、所有者等に対して、必要に応じて乙の空家に関する事業について紹介を行うものとする。

（乙が行う業務）

第5条 乙は、第4条第1項に規定するチラシ及びポスター等について、甲と連携して作成するものとする。

2 前項で作成したチラシ及びポスター等については、乙の各店舗において配布等を行うものとする。

3 乙は、第4条第3項に規定するセミナーを甲と共に催す場合は、講師を無償で派遣するとともに、開催について周知を行うものとする。

（暴力団排除）

第6条 乙は、宝塚市暴力団の排除に関する条例（平成24年条例第6号）第2条各号のいずれにも該当しないことを確認する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも解除の申出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。また、期間途中で協定を解除する場合は、解除の日の1か月前までに申出を行うものとする。

（守秘義務）

第8条 乙は、この連携事業に関して知り得た個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年（2022年）11月4日

甲 兵庫県宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長

山崎 晴恵



乙 大阪府大阪市北区芝田一丁目1番4号

阪急ターミナルビル内

阪急阪神不動産株式会社

取締役社長 諸富 隆一

